



ひとり親の方に
お知らせです



受け取れていない養育費を立て替えます！



**R6年度
新規事業**

■ 養育費立替支援事業のお知らせ

養育費が支払われないときに、支払義務者に対して、市が働きかけをし、それでも支払いがない場合に、市が立替払い（最大3か月分、上限月額お子さん1人につき5万円）をした上で、支払義務者に対して督促をします。

対象者

- 申請時点で、市内在住のひとり親家庭等の父又は母で以下の全てを満たす方
- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にある
 - ② 公正証書や調停調書などの債務名義で養育費の取決めをしている
 - ③ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している
 - ④ 前月分の養育費を受け取れていない



申込み・ 〒330-9588

問合せ先 さいたま市浦和区常盤6-4-4

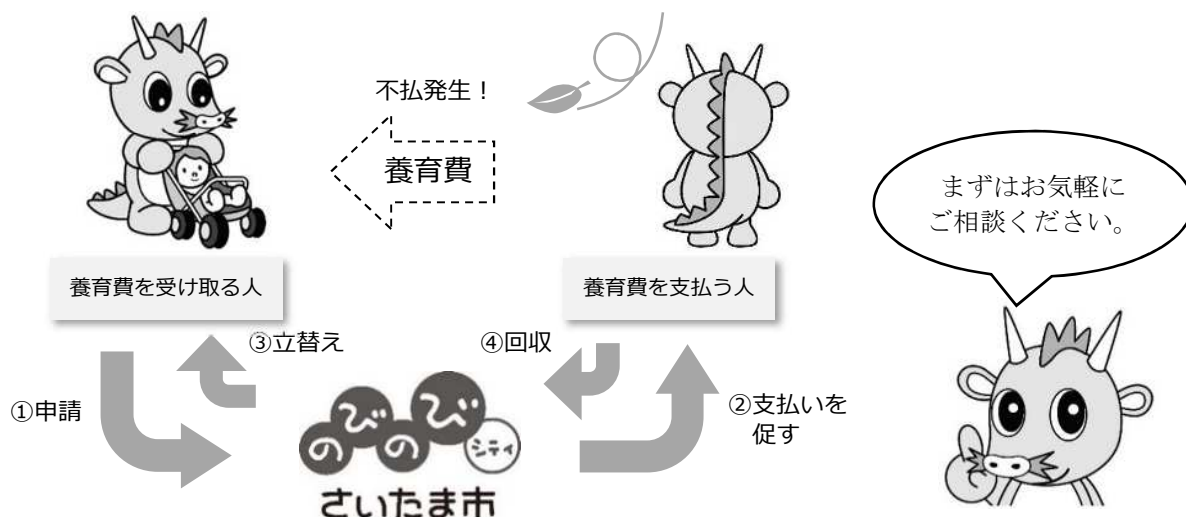
子育て支援課内 ひとり親家庭就業・自立支援センター

TEL 048-829-1948 FAX 048-829-1960

詳しくは裏面をご覧ください ↗

■ 立替えの流れ

- ① 養育費を受け取れていない人が市に申請します。
- ② 市が支払うべき人に支払いを促します。
- ③ それでも支払いがない場合に市が立て替えます（最大3か月分、上限月額お子さん1人につき5万円）。
- ④ 市が支払うべき人から回収します。



■ Q & A

- Q 養育費の取り決めは口約束ですが、立替事業を利用できますか？
- A この事業は債務名義を取得している方に限られます。別途無料の法律相談を実施しておりますので、まずはそちらでご相談ください。
- Q 元配偶者は市外在住ですが、利用できますか。
- A はい。元配偶者が国内に居住していれば、居住地は問いません。
- Q 以前、この制度を利用しましたが、また不払いが発生しました。再度利用することはできますか。
- A この事業は1回限りとなります。別途強制執行補助を実施しておりますので、不払いが繰り返されるようであれば、今後のことも考えて強制執行をご検討ください。

■ 関連事業

養育費に関する公正証書等作成促進補助金

ひとり親家庭の方が養育費に係る取決めを行い、債務名義化することを支援するため、養育費に関する公正証書等を作成する際にかかる本人負担費用を補助します。



弁護士による法律相談

離婚前後の法律問題に関する相談を無料で実施しています。相談の方法は、対面相談、Zoom相談、電話相談を選択できます。年度内2回まで。



養育費の保証促進補助金

ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取ることができるよう支援するため、保証会社と養育費保証契約を締結する際に負担する費用（保証料）を補助します。



養育費強制執行等補助金

養育費の不払が発生した際に、調定調査や公正証書などで債務名義を取得している方が、裁判所で差押え等の手続をする際の費用を補助します。

